

○防衛省告示第四百四十七号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び使用条件変更が令和五年七月二十八日次のとおり決定された。

令和五年八月一日

防衛大臣 浜田 靖一

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
六〇二二	嘉手納弾薬庫地区	沖縄市	国有	土地…約七、九〇〇平方メートル	
			公有	土地…約三、九〇〇平方メートル	
			民有	土地…約二二〇、〇〇〇平方メートル	

◎追加提供

土砂等の仮置場として共同使用する。  
使用期間…日米合同委員会の承認の日か  
ら三年間

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

一〇六六 東千歳駐屯地 千歳市 国有 土地…約一九一、〇〇〇平方メートル

国有 建物…約一、七〇〇平方メートル

国有 工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和五年九月一日から同月三十日ま  
での間

一〇六九 別海矢臼別大演習場

北海道野付郡別海町

国有

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の  
ための追加期間

陸上自衛隊東千歳駐屯地の施設の一部を、  
地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設  
及び区域として提供する。提供期間中は、  
地位協定の関連ある条項が適用される。

建物・約五〇平方メートル

国有

工作物・照明装置等

訓練施設として追加提供する。

使用期間・

一 令和五年九月一日から同月三十日ま  
での間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

陸上自衛隊矢臼別演習場の施設の一部分を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

一〇七二 上富良野中演習場

北海道空知郡上富良 国有

土地…約三、二〇〇平方メートル

野町

国有

建物…約二一〇平方メートル

国有

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和五年九月一日から同月三十日ま

での間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の

ための追加期間

陸上自衛隊上富良野駐屯地、陸上自衛隊上富良野演習場及び陸上自衛隊上富良野弾薬庫の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

一〇七五 帯広駐屯地

帯広市

国有

土地…約二八四、〇〇〇平方メートル

国有

建物…約一、六〇〇平方メートル

国有

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和五年九月一日から同月三十日ま

での間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間

陸上自衛隊帯広駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

一〇七七 丘珠駐屯地

札幌市

国有 土地…約九五、〇〇〇平方メートル

国有 建物…約二、二〇〇平方メートル

国有 工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和五年九月一日から同月三十日ま

での間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の  
ための追加期間

陸上自衛隊丘珠駐屯地の施設の一部を、  
地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設  
及び区域として提供する。提供期間中は、  
地位協定の関連ある条項が適用される。

一〇八三 静内対空射撃場

北海道日高郡新ひだ  
国有

土地…約七、三〇〇平方メートル

か町  
国有

建物…約三、一〇〇平方メートル

国有  
工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和五年九月一日から同月三十日ま

での間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の  
ための追加期間

陸上自衛隊静内対空射撃場及び陸上自衛  
隊静内駐屯地の施設の一部を、地位協定  
第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域  
として提供する。提供期間中は、地位協  
定の関連ある条項が適用される。

五一三〇 奄美駐屯地

奄美市

国有

土地…約二〇、〇〇〇平方メートル

国有

建物…約三、二〇〇平方メートル

国有

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…



一 令和五年九月一日から同月三十日まで  
の間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の  
ための追加期間

陸上自衛隊奄美駐屯地の施設の一部を、  
地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設  
及び区域として提供する。提供期間中は、  
地位協定の関連ある条項が適用される。

## 海上演習場関係

### ◎使用条件変更

#### 三沢対地訓練区域

一 令和五年九月一日から同月三十日までの間については、  
現行の使用条件の特例として、十五日を限度

として演習時間を午前八時から午後九時まで又は午前九時から午後十時までとする。

また、令和六年から令和十四年までの各年の四月一日から九月三十日までの間及び令和十五年四月一日から同年八月三十一日までの間については、現行の使用条件の特例として、それぞれ各月につき十五日及び合計六十日を限度として演習時間を午前八時から午後九時まで又は午前九時から午後十時までとする。

二 本区域を一に掲げる時間帯に使用する際は、最小限七日間変更しないものとし、原則としてその十五日前に予告する。

三 一の特例が適用されない期間の演習は、従前の時間帯において行われる。